



知事の資産公開に係る報告書を7月4日から閲覧できます。

政治倫理の確立のための長野県知事の資産等の公開に関する条例（平成7年長野県条例第19号）及び同条例施行規則（平成7年長野県規則第33号）の規定に基づく知事の資産公開に係る報告書を閲覧できます。

1 開始日時

令和4年7月4日（月）午前8時30分から

2 場所

行政情報センター（県庁 西庁舎1階） 電話：026-235-7060

3 閲覧に供する報告書

- (1) 資産等補充報告書
- (2) 所得等報告書
- (3) 関連会社等報告書

4 閲覧等の手続

報告書の閲覧又は写しの交付を希望される場合は、条例施行規則第10条の規定により、「閲覧申込書」の提出が必要になります。

5 その他

当日、行政情報センターにおいて、報告書の記載内容を整理した資料をお配りします。
また、長野県公式ホームページの「知事の部屋」から、報告書の概要をご覧いただけます。

— 確かな暮らしが営まれる美しい信州 —

学びと自治の力で拓く新時代

しあわせ信州創造プラン2.0(長野県総合5か年計画)推進中

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標

[長野県は「SDGs未来都市」です]

総務部情報公開・法務課情報公開・文書管理係

(課長) 重野 靖 (担当) 池田 光

電話 026-235-7059 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 2283

F A X 026-235-7370

E-mail kokai@pref.nagano.lg.jp